

「大田区分別収集計画（第10期）」の策定について

容器包装リサイクル法に基づき「大田区分別収集計画（第10期）」を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

記

1 根拠

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称「容器包装リサイクル法」）

2 計画策定の目的

- （1）容器包装廃棄物の3Rの推進及び分別収集の実施等に関する事項について定める。
- （2）容器包装廃棄物の排出量、回収量を推計し、国における再商品化計画の基礎数値とする。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間（3年に一度、見直しを行う。）

4 計画の対象品目

- （1）スチール製容器
- （2）アルミ製容器
- （3）ガラス製容器（無色・茶色・その他）
- （4）飲料用紙容器（紙パック）
- （5）段ボール
- （6）ペットボトル
- （7）プラスチック製容器包装

5 推計回収量及び前期計画との比較

別紙「大田区分別収集計画・第9期と第10期の比較表」のとおり

大田区分別収集計画・第9期と第10期の比較表

## 1 計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第9期	○	○	○	○	○			
第10期				○	○	○	○	○

## 2 分別収集する容器包装廃棄物の回収量（見込）

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第9期	19,512	19,535	19,600	19,651	19,741			
第10期				23,003	25,792	28,462	28,481	28,584

令和5年度比較
117%

## 【内 訳】

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	1,191	1,192	1,196	1,199	1,205			
				1,359	1,358	1,360	1,340	1,346
アルミ製容器	587	587	589	591	594			
				670	670	671	672	675
ガラス製容器（無色）	1,809	1,811	1,817	1,822	1,831			
				1,798	1,797	1,793	1,796	1,804
ガラス製容器（茶色）	1,118	1,119	1,123	1,126	1,131			
				1,113	1,112	1,109	1,111	1,116
ガラス製容器（その他）	2,835	2,838	2,848	2,855	2,868			
				2,851	2,849	2,842	2,847	2,860
飲料用紙容器	173	174	174	175	175			
				161	161	161	161	162
段ボール	8,634	8,645	8,674	8,696	8,736			
				10,755	10,744	10,737	10,759	10,810
ペットボトル	3,032	3,036	3,046	3,054	3,068			
				3,324	3,320	3,326	3,332	3,348
プラスチック製容器包装	133	133	133	133	133			
				972	3,781	6,463	6,463	6,463

令和5年度比較
113%
113%
99%
99%
100%
92%
124%
109%
731%

（注1） ガラス製容器包装（その他）には、指定法人引渡し量を含む。

（注2） プラスチック製容器包装について、第9期は食品トレイ・発泡スチロールのみ、第10期はその他の容器包装プラスチックも加える。

（注3） 本計画は、事業者による安定的な再商品化を実施するため、国の定める推計手法等に基づき、全国の自治体が計画期間内における予測回収量の数値を3年に一度見直し、都道府県を通じて国に報告しているものである。